

社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会  
防犯灯設置費助成事業要領

1 目的

防犯灯設置費助成事業は、防犯意識や地域福祉の向上を図るべく市内各地区（行政区単位）の防犯灯を設置される際に、その経費の一部を予算の範囲で助成するものである。

2 助成対象

地区（行政区）で防犯灯の設置及び維持管理に関して、住民の合意を得たうえで設置されるものについて、当該年度内に1地区に2灯まで設置することができる。

防犯灯1灯あたり次のとおり助成する。

- (1) 新規設置 事業費の半額助成（上限 20,000円）
- (2) 照明器具一式取替 事業費の半額助成（上限 10,000円）

※助成額の100円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

3 設置後の維持管理

防犯灯設置後の修理及び電球等消耗品の事務手続き並びに経費負担は当該地区が行う。

4 申請

設置地区の福祉員又は、地区代表者（区長等）が、着工前に防犯灯設置申請等について、美祢市社会福祉協議会へ問い合わせ、着工後に申請書類一式を、美祢市社会福祉協議会若しくは、各地域福祉センターへ提出するものとする。

〔申請書類一式〕

- (1) 防犯灯設置費助成金交付申請書（設置場所の地図欄は別紙提出可）
- (2) 防犯灯設置費助成金請求書
- (3) 工事費総額の請求書又は領収書の写し
- (4) 着工前と着工後の写真

〔問い合わせ先・提出先〕

- (1) 美祢市社会福祉協議会（問い合わせ先 0837-52-5222）
- (2) 美東・秋芳地域福祉センター

5 申請期間

4月1日から翌年3月31日までの年度内とし、当該年度申請を翌年度へまたいだ場合は、受付することができない。また、予算がなくなり次第申請受付を終了する。

附 則

この事業要領は、平成24年4月1日より適用する。

この事業要領は、平成27年4月1日より適用する。

この事業要領は、平成29年4月1日より適用する。

この事業要領は、令和5年4月1日より適用する。